

福の山プレミアム商品券

取扱店舗 募集要項

ふくやまプレミアム付商品券発行協議会

事業の趣旨

福山市内の店舗等において共通して使用できるプレミアム付商品券（以下、「商品券」）を発行することにより、域内の消費喚起を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

1. 商品券事業の概要

- (1) 名 称 福の山プレミアム商品券
- (2) 発 行 者 ふくやまプレミアム付商品券発行協議会
(福山商工会議所、神辺町商工会、沼隈内海商工会、福山北商工会、福山あしな商工会)
- (3) 発 行 額 総額22億8千万円（プレミアム率20%）
- (4) 発行内容 総数19万冊（額面1,000円×12枚綴り）
- (5) 販売価格 1冊1万円で販売
- (6) 利用期間 平成27年8月3日（月）～平成27年12月31日（木）
- (7) 販売方法 予約販売
- (8) 引換期間 平成27年8月3日（月）～平成27年8月24日（月）
- (9) 購入者 市内・市外の消費者
- (10) 購入限度額 1人5冊まで
- (11) 取扱店舗 福山市内で営業する登録済の店舗等

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供など取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、消費者が綴りを持つており、商品券の管理番号からその綴りのものと合致すれば、使用できます。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責務を負いません。

3. 商品券の利用対象とならないもの

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 出資や債務、公共料金等の支払い（税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、

水道料金等)

- 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関する支払い
- 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律内 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

4. 取扱店舗資格

福山市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、福山市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができまするもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記 3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④ 福山市の物品調達業者及び建設工事等競争入札参加資格者のうち指名除外又は指名留保の措置を受けているもの
- ⑤ 刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されているもの等
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴

力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているとき。
- ⑫ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとふくやまプレミアム付商品券発行協議会（以下「協議会」という。）が認めるとき、又は暴力団等反社会的勢力であったと協議会が認めるとき。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①取扱店舗であることが明確になるよう、告知ツール（ポスター及びステッカー）を消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ②消費者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに協議会事務局に通報して下さい。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意下さい。
- ⑤使用済の商品券を換金するため、協議会の指定する金融機関の預金口座が必要です。口座をお持ちでない店舗等の方は開設して下さい。指定の金融機関は、福山市内の広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、備後信用組合、両備信用組合の本部・各支店です。※出張所では取扱できません。
- ⑥商品券の交換及び売買は行わないで下さい。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券

のみ換金可能です。

⑦プレミアム付商品券事業の運営にご協力下さい。

6. 契約締結に当たっての表明義務

- ①取扱店は、本契約締結時に、協議会に対し、暴力団等反社会的勢力でないこと、又は暴力団等反社会的勢力でなかったことにつき、別に協議会が指定する書面により、あらかじめ表明するものとします。
- ②前項の表明がなされず、又は表明された事実が虚偽であることが判明した場合、協議会は、何ら通知催告することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、商品券等の支払事由が発生した後でも協議会は換金等を行いません。また、既に換金等を行っていたときは、協議会は、その返還を請求します。

7. 申込みについて

(1) 申込方法

希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「取扱店舗登録申請書兼誓約書」、「暴力団排除に関する誓約書」に必要事項を記入、必要書類を添付し郵送にて申請して下さい。

あて先

〒720-0067 福山市西町2丁目10番1号 福山商工会議所ビル5階
「ふくやまプレミアム付商品券発行協議会」事務局

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込していただきます。複数の店舗を持つ事業者の場合、各店舗の名称、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名のわかるもの（様式自由）を添付し、すべての店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

(2) 申込期間

平成27年5月1日（金）～29日（金）まで

(3) 取扱店舗の登録

申込みのあった事業者については、広島県警察本部・福山市へ照会のうえ、協議会の審査を経て、取扱店舗として承認します。

結果については、事務局から電子メール又は郵送にて通知します。

店頭に掲示していただく取扱店舗表示ステッカー及びポスターは後日配布します。ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

申込期間中に取扱店舗になっていただくと、消費者向けの告知用リーフレットに「商品券の使えるお店」として掲載します。

※申込期間以降も取扱店舗の申込みは受け付けます。ただし、ホームページのみの掲載となります。

8. 取扱店舗の取消等

次に該当する場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

- ①暴力団等反社会的勢力であると判明したとき、又は暴力団等反社会的勢力であったと判明したとき。
- ②協議会に対し、詐術、暴力的な行為、又は脅迫的言辞を用いるなどしたとき。
- ③協議会に対し、自身が暴力団等反社会的勢力である旨を伝え、又は自身の関係者が暴力団等反社会的勢力である旨を伝えるなどしたとき。
- ④協議会の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
- ⑤協議会の業務を妨害したとき、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
- ⑥その他「募集要項」に違反する行為が認められたとき。

9. 重大事由による解除

協議会は、次のような事由が生じた場合には、取扱店舗契約を解除することができます。この場合、商品券等の支払事由が発生した後でも取扱店舗契約を解除することができ、協議会は換金等を行いません。また、既に換金等を行っていたときは、協議会は、その返還を請求します。

- ①取扱店舗等が、商品券等の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合。
- ②取扱店舗等又はその代理人が、暴力的行為又は暴力的言辞を行い、あるいは協議会の業務を妨害するなどして、不当に換金等を請求した場合。
- ③第4に基づき協議会が指定する取扱店舗契約について、契約締結後に取扱店舗等が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明した場合。
- ④その他取扱店舗等に対する協議会の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする重大な事由がある場合。

10. 換金について

- ・換金用専用用紙に記入し、預金通帳・商品券を添えて、申込書に記載の金融機関窓口（換金手続きに行かれる支店）に持参。同一行でも他店での取扱はできません。
- ・窓口で、登録店舗・入金額・商品券の確認を行います。
- ・持参日を除く5営業日以内に、申込書記載の指定口座に入金します。
- ・換金請求期間は平成27年8月10日（月）～平成28年1月29日（金）まで
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意下さい。
- ※複数の店舗を持つ事業者の場合、申請者の店舗が一括して換金して下さい。
- ※平日の窓口のみの対応になりますので、土・日・祝日営業店・夜間金庫等営業時間外の取扱は出来ません。

1.1. その他の留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・取扱店舗情報（店舗名称、所在地、業種等）は「商品券の使えるお店」として、リーフレット、ホームページなどにより広報します。
- ・取扱店舗として広告などを予定している際に、「福の山プレミアム商品券」のデザインの使用を希望される場合は、事前に協議会の承認が必要となります。ホームページに「福の山プレミアム商品券に関する画像使用申請書」様式がありますので、必要事項を記入し、事務局へ提出していただく必要があります。

問合せ先　ふくやまプレミアム付商品券発行協議会

事務局：福山商工会議所	TEL 084-921-8749	fax 084-922-0100
福山商工会議所松永支所	TEL 084-933-2151	fax 084-933-2152
神辺町商工会	TEL 084-963-2001	fax 084-963-5258
沼隈内海商工会	TEL 084-987-0328	fax 084-987-0984
沼隈内海商工会内海支所	TEL 084-986-2240	fax 084-986-3291
福山北商工会	TEL 084-976-3111	fax 084-976-3211
福山北商工会加茂支所	TEL 084-972-3008	fax 084-972-4270
福山あしな商工会	TEL 0847-52-4882	fax 0847-52-7177
福山あしな商工会芦田支所	TEL 084-958-5858	fax 084-958-4065